年	10　月	昭和26年10月２日から昭和26年11月１日までに生まれた者	96,450	—
	11　月	昭和26年11月２日から昭和26年12月１日までに生まれた者	112,340	16,210
	12　月	昭和26年12月２日から昭和27年１月１日までに生まれた者	128,180	32,360
平成29年	1　月	昭和27年１月２日から昭和27年２月１日までに生まれた者	143,970	48,460
	2　月	昭和27年２月２日から昭和27年３月１日までに生まれた者	159,710	64,510
	3　月	昭和27年３月２日から昭和27年４月１日までに生まれた者	175,400	80,510
	4　月	昭和27年４月２日から昭和27年５月１日までに生まれた者	191,030	96,450
	5　月	昭和27年５月２日から昭和27年６月１日までに生まれた者	206,830	—
	6　月	昭和27年６月２日から昭和27年７月１日までに生まれた者	222,590	—
	7　月	昭和27年７月２日から昭和27年８月１日までに生まれた者	238,290	—
	8　月	昭和27年８月２日から昭和27年９月１日までに生まれた者	253,940	—
	9　月	昭和27年９月２日から昭和27年10月１日までに生まれた者	269,540	—
	10　月	昭和27年10月２日から昭和27年11月１日までに生まれた者	285,080	—
	11　月	昭和27年11月２日から昭和27年12月１日までに生まれた者	300,580	—
	12　月	昭和27年12月２日から昭和28年１月１日までに生まれた者	316,030	—
平成30年	1　月	昭和28年１月２日から昭和28年２月１日までに生まれた者	331,420	—
	2　月	昭和28年２月２日から昭和28年３月１日までに生まれた者	346,770	—
	3　月	昭和28年３月２日から昭和28年４月１日までに生まれた者	362,070	—

別表第三十七（第七条第二項関係）〔平成30年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成28年	
		4　月	10　月
平成28年	5　月	円 16,210	円 —
	6　月	32,360	—
	7　月	48,460	—
	8　月	64,510	—
	9　月	80,510	—
	10　月	96,450	—
	11　月	112,340	16,210
	12　月	128,180	32,360
平成29年	1　月	143,970	48,460
	2　月	159,710	64,510
	3　月	175,400	80,510
	4　月	191,030	96,450
	5　月	206,830	—
	6　月	222,590	—
	7　月	238,290	—
	8　月	253,940	—
	9　月	269,540	—
	10　月	285,080	—
	11　月	300,580	—
	12　月	316,030	—
平成30年	1　月	331,420	—
	2　月	346,770	—
	3　月	362,070	—

別表第三十八（第七条第二項関係）〔平成30年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成６年改正法附則第11条第７項第３号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成28年	
		4　月	10　月
平成28年	5　月	円 16,210	円 —
	6　月	32,360	—
	7　月	48,460	—
	8　月	64,510	—
	9　月	80,510	—
	10　月	96,450	—
	11　月	112,340	16,210
	12　月	128,180	32,360